

■ 6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

組織対応

- ・「那加第一小学校いじめ対策実行委員会」にて対応する。状況に応じて当該学年の担任または、主任・管理職のいずれかの、複数名で対応する。
- ・「那加第一小学校いじめ対策実行委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。
 - ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
 - ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめを行った側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。
 - ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめを行った児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
 - ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。
 - ・一旦、いじめの兆候が治まった、あるいは謝罪等で解消（※）したと判断しても3ヶ月を目安とする期間は継続して注視する。ただし、この目安に関わらず、当該児童の状況によっては、より長期の期間を設定する。
- ※解消とは「①いじめに関わる行為が止んでいる。②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。」という要件を満たしている状態をさす。しかし、必要に応じて他の事情も勘案することもある。

〔大まかな対応順序〕

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ↓
- ②管理職等への報告と対応方針の決定（「那加第一小学校いじめ対策実行委員会」の招集）
- ↓
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ↓
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ↓
- ⑤いじめを行った側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ↓
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを行った側の児童及び保護者の謝罪を含む）
- ↓
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ↓
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）